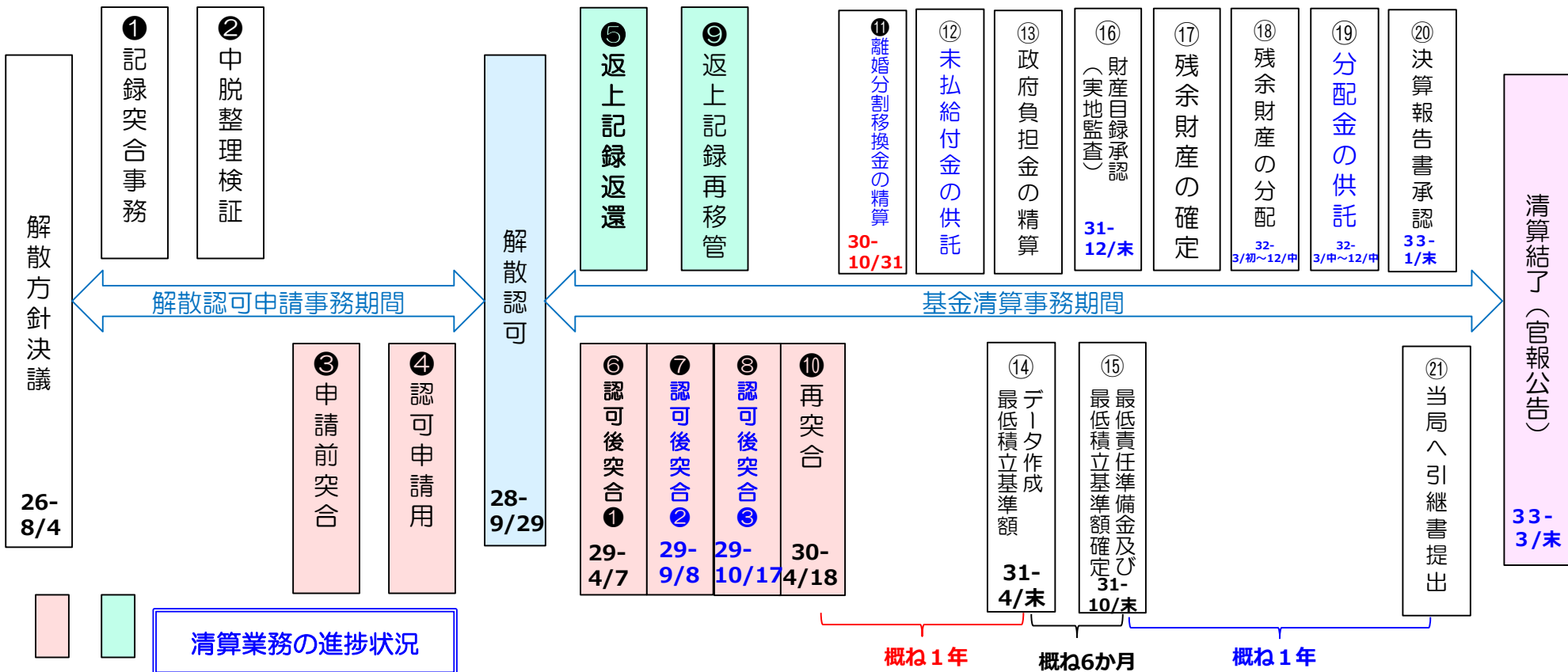


# 清算スケジュールの日程変更（見込み）について（進捗状況報告）

※解散認可後に責任準備金相当（概算）額 H28/12-12納付済み

30-10/31時点（「⑫及び⑭」の作業準備中 ← 「①～⑪」完了済み）



## 【平成30年10月31日時点における進捗状況】

国の記録と基金の記録が全て一致し、記録整備を終え、離婚分割移換金の精算を完了。①から⑪までが終了していることになる。現在は、⑫と⑭の業務を受託機関及びシステム会社と共同作業中であり、⑫については、再度住所調査（住基ネット照会）を実行。回答までに2～3か月程度時間を要し、別途市区町村照会を行うことでさらに時間を要する可能性がある。また、東京法務局へ他基金からの供託手続きが集中した場合、手続き完了までに通常1か月程度の時間を要するところ、3～4か月程度の時間を要することがある。（平成31年2月末頃を目標）

なお、⑫以降の清算業務での懸案事項（スケジュールの遅延要因）としては、以下の3点がある。1つ目は、分配金対象者が3万人弱と多く、電話対応、書類不備、再送金などの対応に時間がかかり、分配作業が予定どおり進行しない可能性があること。2つ目は、清算業務には提出（申請）ごとに空白期間（その後の清算業務へ進めない待機期間）が必ず生じ、この空白期間が一定ではなく、受付側の状況に左右されるため、必要以上に時間がかかってしまうケースが多いこと。3つ目は、受託機関及びシステム会社との意思疎通が上手くいかず、データ関連でイレギュラーが発生してしまうことである。

最低責任準備金様式第3号データ

返上記録4号データ